

平成27年度第3回我孫子市廃棄物基本問題調査会議事概要

1. 会議の名称 我孫子市廃棄物基本問題調査会
2. 開催日時 平成27年11月30日(月) 午前10時から
3. 開催場所 我孫子市議会棟1階 B会議室
4. 出席委員 染谷正行(会長)、鈴木泰子、米川栄子、高橋美知代、若王子範文、関口均、金井義昌、井下田猛、中野優、小林等、横山悦子(以上11人)
- 欠席委員 鈴木正己(副会長)、土屋耕平(以上2人)
- 事務局(市) 星野市長、宮田環境経済部参与、増田課長、伊藤課長補佐、川口主査長、竹内主査長、野村主査長、松澤主査
- 説明員 吉田徹(株式会社環境技術研究所 東京支店)
5. 議題(1) 我孫子市における一般廃棄物対策計画(案)について(諮問)
6. 公開 公開
7. 傍聴人 2人
8. 会議の内容

(1) 我孫子市における一般廃棄物対策計画(案)について(諮問)

星野市長が染谷会長へ諮問書を手交した。

原案からの変更点について、事務局から説明を行った。

事前に出された委員からの質問・意見に対し、事務局から回答を行った。

【主な質疑回答】

委員 ふれあい工房について、どのような主体がどのような活動を行っているのか。

事務局 ふれあい工房の運営については、市が委嘱する技術アドバイザーで構成する「ふれあい工房運営協議会」へ委託し、運営協議会が活動の主体となっています。

活動としては、リサイクルの拠点としてリサイクル教室の開催や、技術指導と啓発、粗大ごみとして発生した木製家具等の再生と販売、独自のホームページによる不用品交換情報の提供、フリーマーケットや夏休みの子ども体験などのイベントを行っています。

過年度の来場者数やごみの減量実績については、清掃事業概要に掲載していますので、ご確認ください。

事務局 今後、この案についてパブリックコメントを実施します。この案についてご意見やご質問がありましたら、事務局までご連絡ください。

以上

1. 目的

- ・市民、行政、事業者が協働して 3R を推進とされているが、行政からの市民への啓蒙だけで可能なものか、市民活動の中でごみをテーマに活動している団体は存在しているのか、存在していてもそれ自体あまり知られていないのではないか。

⇒こもれびまちづくり協議会では、自治会の連合体であるスケールメリットを活用し、毎年度クリーンセンター職員から「ごみと資源」の講義を受けるとともに、職員と意見交換をして地域の美化活動を推進されています。クリーンセンターとしては、全てのまちづくり協議会で同様の取り組みが行われれば素晴らしいと考えます。

4. ごみ処理対策基本計画

4.1 理念目標

- ・各目標数値については計画書のデータのみで詳細に検討できずにいる。市当局の適切な分析での理念目標であるとの前提とする。

⇒計画策定にあたり、事務局は現況の数値や目標値の設定等を間違いないように進めていきます。

- ・今の自分の生活を見直し必要な物のみを使用し、ごみ削減、資源（ごみ）の有効利用を進めるための新しい市民生活（とくに提案はないが）が必要である。

⇒食品の食べ切り運動など、市民生活への提案を進めていきたいと考えます。

- ・ごみ削減は市民が自分のごみの内容を確認し分別を進めることにより全体のごみ削減につながる、分別ごみの出しやすさは地域社会の公衆衛生につながることになる。

⇒今後ますますの高齢化を迎えるにあたり、市民のみなさんが出しやすい分別方法を検討していきます。

4.2 基本方針と基本フレーム

- ・ごみ処理費の削減は必要なことに違いないが、ごみ処理過程の中でどの部分（収集、運搬、中間処理、最終処分）を削減するのか。

⇒ごみと資源の収集運搬と処理処分の経費、また収入が見込める資源を精査し、経費削減できる項目を抽出していきます。

- ・啓発活動は行うにしても、現在の啓発は実態として見えていない。市民活動団体との協働は出来ないものか。
⇒まちづくり協議会や、ごみの削減につながる活動をしている団体と連携した取り組みを進めていきたいと考えます。
- ・行政、市議会は市民に負担がかかるのか、ごみ問題に関しては積極的な発言が少ない。
- ・低コストは当然の方針である。低コストを行うための方策はあるのか。
⇒可燃ごみ処理施設の整備にあたっては、シンプルかつ効率的な発電を行う施設を目指します。

4.3 排出抑制・資源化・教育啓発施策

- ・集合住宅（持ち主・管理組合）、事業所へは一般市民に行うように分別指導を行ってほしい。
⇒集合住宅についても、その集積所の利用者に対する分別指導は、一戸建てにお住いの市民と同様に行っています。
また、事業所については、「ごみ減量リサイクル推進認定事業所」の取り組みの中で、事業所の方と面談し、指導を行っています。
- ・福島第一原発事故由来の放射性物質対策のため、剪定枝木等の資源化ができないとの説明は、その場では分かった気がするが実はよくわからない。
震災後 4 年たち樹木等に放射性物質が残留しているので枝木の放射線量が高いのか、焼却後の灰の濃度が高くなるためなのか。具体的な数値を図示してほしい。
⇒現在、剪定枝木等を資源化できない理由は、焼却灰中の放射性セシウム濃度が高くなるために、草と葉を含めた燃やせないごみとしてチップ化しているためです。
おそらく、資源となる剪定枝木等だけを分別回収してチップ化し、ストックヤードで 1 年以上寝かせれば、農地に還元できる土壌改良材にすることは現在でも可能だと考えます。
しかし、資源化を再開するためには、剪定枝木等（資源、約 1,500 トン）と草・葉（可燃ごみ、約 4,000 トン）に分別を戻す必要がありますが、草・葉が焼却量（約 28,000 トン）に占める割合は大きく、平成 33 年度までには分別を元に戻す予定ですが、その時期は慎重に判断したい

と考えています。

焼却灰と剪定枝木等については、毎月サンプルを採取して放射性セシウムの濃度を測定しています。焼却灰（飛灰）が今年 10 月で 1 キログラムあたり 1,130 ベクレルでした。

ストックヤードに保管している剪定枝木等が今年 9 月で 1 キログラムあたり 964 ベクレル、新たに排出された剪定枝木等が今年 7 月で 1 キログラムあたり 720 ベクレルでした。

これらを他の可燃ごみと混ぜて焼却した場合でも 1 キログラムあたり 2,000 ベクレルを超える焼却灰が発生する恐れがあり、結果的に焼却灰を受け入れてもらえず、可燃ごみの処理ができなくなってしまいます。

なお、燃やせないごみの分別については、週 2 回の可燃ごみで排出できた草・葉が 2 週間に 1 回しか出せないことにより、市民の皆様にご不便をおかけしていますので、平成 33 年度までのできる限り早い段階で、分別を元に戻したいと考えています。

4.4 収集運搬・中間処理・最終処分施策

・収集運搬ではどのような見直しなのだろうか。集積所数を削減し能率化を図るのか。どのような種類のごみ、場所が収集しにくいのか
⇒収集運搬では、収集車両の削減ができるよう、収集コースの見直しに向けた検討を進めています。

・「ふれあい収集」は拡大していくのか。

⇒対象者となる方が増えれば、事業規模も拡大していきます。

・焼却施設が平成 23 年度に耐久年数に達することが分かっていたのになぜ計画が遅れているのか。

・基本的な支障が有り計画ができないのか。

⇒平成 19 年度に実施した施設の精密機能検査の結果、あと 10 年程度は持ちこたえられると判断し、平成 22 年度に柏市との広域処理を検討するまで、具体的な検討を進めてきませんでした。

柏市との共同設置は平成 26 年 2 月で断念し、平成 26 年 8 月からコンサルタント会社に委託して具体的な計画策定を進めています。

なお、計画策定に関する基本的な支障はありません。

・ごみ処理施設はクリーンセンターのどの場所に建て、他の施設はどの規模でどこに建設されるのであろうか。

⇒新たな可燃ごみ処理施設は、現在の可燃ごみ処理施設の南側に建設する方向で考えています。また、破碎処理施設と資源化施設は、現在の可燃ごみ処理施設を解体した跡地に建設する方向で考えています。

- ・クリーンセンターの敷地整備計画（マスタープラン）を策定し、そして全体事業費を作成すべきではないか。
- ・全体プランを作成しないとその場つなぎの事業になり、敷地の利用方法も全体予算も曖昧なまま総事業費が増額するだけで収拾がつかないことになる。

⇒来年度から実施する予定の 3 か年の環境影響評価と並行して、事業手法や施設が備えるべき機能、施設の配置等を具体的に検討し、発注に必要な準備を進めていきます。

- ・建設手法に P P P を前提としているがその理由は、他の建設手法との比較検討は行ったのか
- ・ P P P を前提に行うことは再考が必要ではないか。総事業費を縮小するために望まない施設が建設されることはないのか。 P P P は各者の基本的な認識の差異があると運営に支障をきたすことになる。

⇒来年度実施する予定の P F I 導入可能性調査において、①施設を建設しないで他自治体にある可燃ごみ処理施設に委託した場合、②公設公営（運転を委託する場合を含む）で実施する場合、③公設民営で長期包括委託する場合、④詳細設計から長期間の運営までを特定目的会社（ S P C ）に委託する場合（ D B O 方式）、⑤資金調達から運営まで民間企業が実施し、市はその民間企業に委託する場合（ P F I 方式）のそれぞれの事業手法における費用対効果を比較し、最も我孫子市に適した手法を検討していきます。

P P P というのは、②の手法で市の職員が運転業務を行う場合を除く全ての手法があてはまります。現在のクリーンセンターも公設公営で、運転業務を委託していますので、 P P P の手法で事業を行っています。

- ・ふれあい工房について、平成 26 年度でクリーンセンターからの搬出が 6 トン、クリーンセンターへの搬入 3 トン、再生家具 3 トンとなっているが、全体がつかめないので説明をお願いします。

⇒粗大ごみで発生した家具等を 6 トン持って行き、 3 トンを再生家具の販売や工房の利用者に活用していただくとともに、ふれあい工房で発生したごみは差し引きの 3 トンになったということです。